

平成20年12月8日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

## 年金支払事務における源泉徴収の取扱いについて

弊社では、企業年金を年またぎでお支払する際の年金支払事務における源泉徴収の取扱いを下記のように改めることとしましたのでお知らせいたします。一部の受給者様はじめ、関係各位にご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事象

弊社では、年金基金や事業会社のお客さまから企業年金の年金支払事務の委託を受け、それぞれの受給者様に年金をお支払いする際に、金額に応じた源泉所得税額を差し引いて年金をお支払いしております。

このうち、一部の企業年金において、受給者様からの年金支払請求時期のずれ等により、年またぎで翌年に過年度分の年金をまとめてお支払いをする場合、お支払いした時点の年収としてまとめて源泉所得税額を計算しておりましたが、こうした場合は、各年分の収入として源泉所得税額を計算し、国に納付することが適正な取扱いであることが確認できましたので取扱いを改めるものです。

#### 2. 対象となる受給者様

企業年金に係る年金のお支払いについては、退職された受給者様が元のお勤め先等に年金を受け取るための手続きを行った後、お勤め先等を経由して弊社に年金のお支払いの指図をいただくまでに、通常一定の時間を要します。そのため、年金の支払請求時期によっては、実際にお支払いする時期が年をまたぐ場合があります、このような場合の受給者様は源泉所得税額が過大または過小に支払われた可能性があります。

#### 3. 影響

現時点の調査では、弊社が年金をお支払いしている約76万人の受給者様のうち、平成19年において源泉所得税額に影響があった受給者様は457人と見込んでおります。

#### 4. 今後の対応

本事象につきましては、すでに年金支払事務を委託されているお客さまへのご説明を行っております。また受給者様には、影響の有無にかかわらず、平成20年12月より順次、本事象に係る該当の有無および該当する場合の影響についてご案内し、源泉所得税額を本来より過大に計算した受給者様に対しては、過大に徴収した税額相当の金額に一定の利息を付し、年金のお受け取り口座に入金いたします。また過小に計算した受給者様については、弊社負担にて不足分の納税を行いません。源泉徴収票については再作成し、各受給者様宛に再交付いたします。

弊社といたしましては、受給者様、ならびに、年金支払事務を委託されている年金基金、事業会社のお客さまにご迷惑をお掛けしておりますことを重く受け止め、年金支払事務態勢の管理・強化に努めてまいります。

なお、本件に係る企業年金受給者様のご相談窓口は以下の通りです。

<三菱UFJ信託銀行 年金・<sup>るきゅう</sup>遡及 源泉税ご相談ダイヤル>

電話番号：0120-824-555 (フリーダイヤル)

受付時間：平日月曜日から金曜日および第3土曜日(祝祭日は除きます。)

午前9:00~午後5:00

以上